

「青森市ふぐ取扱指導要綱」の一部改正について

青森市では、国の通知「ふぐ処理者の認定基準について」及び「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について」に基づき、令和3年6月1日付で「青森市ふぐ取扱指導要綱」を一部改正しました。

ふぐを取扱う際は以下の点に留意してください。

①青森市内で新たにふぐの処理を行う予定の方

ふぐ処理者認定試験（学科・実技）に合格し、ふぐ処理者として認定された方でなければ、ふぐの処理を行うことができません。

②ふぐ処理者認定試験に合格した方

青森市からふぐ処理者認定証の交付を希望される方は、必要書類を添えて、「ふぐ処理者認定証交付申請書」（様式第1号）をご提出ください。

③旧要綱において既にフグ処理取扱者として認定されている方

旧要綱による講習会を受講し、フグ処理取扱者としてふぐの処理に従事している方については、県内（青森市、八戸市含む）に限り、引き続きふぐの処理に従事することができます。

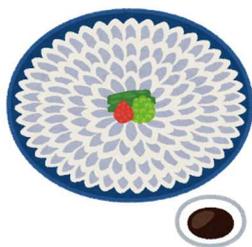
④除毒処理済みのふぐ（みがきふぐ）の販売・調理・加工を行う方及び営業所

みがきふぐの販売・調理・加工を行う方の認定及び営業所の届出は不要です。

⑤フグ取扱営業届出証を持ち、引き続きふぐの処理を行う営業所

旧要綱による「フグ取扱営業届出済証」の交付を受け、引き続きふぐの処理を行う営業所については、改正要綱による「ふぐ処理施設届出済証」を改めて交付しますので、「ふぐ処理営業届」（様式第6号）をご提出ください。

なお、同じく「フグ取扱営業届出済証」の交付を受け、ふぐの処理を行わない営業所については、手続の必要はありません。



【問合せ先】

青森市保健所生活衛生課

TEL : 017-765-5293

FAX : 017-765-5283